

訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

【委託事業者】

1	サービス提供の目的	家事援助等の自立支援のための生活支援サービスを提供するにあたり、介護予防や自立した日常生活をめざす なお、一定期間後のモニタリングに基づき住民主体の支援に移行していく
2	サービス内容	・掃除や洗濯などの生活援助 ・機能の維持向上および自立を目指した支援
3	想定される対象者	生活援助が必要と認められる者
4	利用回数	月10回まで
5	利用時間	1時間(1日あたりの利用回数の上限なし)
6	単価等	1時間につき1,010円
7	利用者負担	1割
8	併用できるサービス	訪問型サービスC、通所型サービス
9	サービス費用の請求方法	毎月、市に請求
10	限度額管理	限度額管理対象外
11	サービス提供者	シルバー人材センターの会員
12	実施条件	<p>○人員 管理者:専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) 従事者:1以上必要数 資格要件:介護福祉士・介護職員(初任者研修等修了者又は市の指定する一定の研修受講者) サービス提供責任者:従事者のうち1以上必要数 資格要件:従事者に同じ</p> <p>○設備 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品</p> <p>○運営 個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供</p>